

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
関電ファシリティーズ株式会社	大阪府大阪市中央区城見1-3-7

2. 指名停止措置期間

令和7年7月4日 から 令和7年10月3日 まで（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

関電ファシリティーズ(株)は、平成30年8月以降の各年5回にわたり虚偽の実務経験の証明を行い、不正に取得した技術者資格をもって、経営規模等評価の申請を行っており、このことは建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和6年12月19日大阪府知事より指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士